

税のしるべ

確定申告が間違

ついたときは？

三月十五日をもつて申告所得税確定申告が終つた。大部分の納税者はもうすでに税金の納付も済ませて、ほつとひと思つかったことであろうが、万一間違つた確定申告をしたことに気が付いた場合、一体どうしたらよいか……参考までに確定申告のあとの問題についてとりあげてみよう。

◆修正申告……確定申告書

を提出したあとで、所得の申告もれや、還付を受けた用紙は税務署に備え付けてあり、税務署から更正の通知があるまではいつでも提出することができる。もし確定申告が過少になつていてもかかわらず修正を修正するためには修正申告書を提出することができる。この用紙は税務署に備え付けており、税務署から更正の通知があるまではいつでも提出することができる。

◆更正の通知……納税者が

付の日まで利子税が課されるので注意を要する。